

沖縄県教育委員会 ペーパーティーチャーセミナー

# テーマ：教員免許について

令和5年5月27日

沖縄県教育庁学校人事課

# 教員免許とは？

教員免許とは：教育職員となる資格があることを公に示すもの

教員免許の考え方 ⇒ ～相当免許状主義～

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの教員は、原則として、学校の種類ごとの教員免許状が必要。
- 中学校、高等学校の教員は、学校の種類及び教科ごとの教員免許状が必要。

# 教員免許を巡る動き

## 教員免許更新制の廃止

○更新制の概要（平成21年4月1日から導入）

- ・免許状に10年間の有効期間を設定。
- ・有効期間の更新には、2年間で30時間以上、更新講習の受講が必要。



令和4年7月1日 更新制が廃止された



令和4年7月1日時点で有効な教員免許状は、以降、有効期限がない（無期限に有効）なものとなる。

# 教員免許の有効性の確認

- ・「令和4年7月1日時点で有効な教員免許状」とはどのようなもの？
- ・自分の教員免許状は有効なのか？

教員免許状を最初に授与されたのは？

<平成21年4月1日以降である>

⇒お持ちの教員免許状は「**新免許状**」です

<平成21年3月31日以前である>

⇒お持ちの教員免許状は「**旧免許状**」です

「**新免許状**」か「**旧免許状**」かで  
有効なのか確認する方法が異なる

# 教員免許の有効性の確認 【新免許状の場合】

①免許状に記載されている有効期限、もしくは、更新や延期等を行ったあとの証明書の有効期限を確認

※証明書の種類（都道府県教育委員会発行）

- ・有効期間更新証明書
- ・有効期間延長証明書

②免許状の有効期限、もしくは、更新や延期等を行ったあとの証明書の有効期限が令和4年7月1日以後である

⇒お持ちの教員免許状は「有効」です  
(今後特に手続きしなくても有効のまま)

③免許状の有効期限、もしくは、更新や延期等を行ったあとの証明書の有効期限が令和4年6月30日以前である

⇒お持ちの教員免許状は「失効」しています

# 教員免許の有効性の確認【新免許状】

見本

※新免許状

新免許状所持者

令和 年 月 日

令 中 一 種 第 号

根拠規定 免許法別表第一  
平成二十八年改正法附則第六条

基礎資格 学士の学位を有する

教育機関名等  
十二単位以上修得の分野名  
卒業又は修了の年月日

修得単位  
教科に関する科目  
教職に関する科目  
教科又は教職に関する科目  
教育職員免許法施行規則第六十六条の六に定める科目

資格認定試験  
證書番号 \*  
試験実施機関 \*

有効期間の満了の日  
令和十四年三月三十一日

備考 \*

合格年月日 \*

沖縄県教育委員会 印

記

中学校教諭一種免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

( 年 月 日 )

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について中学校教諭一種免許状を授与する。

有効期限

有効期間の満了の日 令和14年3月31日 (西暦2032年3月31日)

# 教員免許の有効性の確認【新免許状】

令 第 号

有効期間更新証明書

本籍地

氏 名

昭和 年 月 日生 (記 年 月 日)

令和 年 月 日

令和十二年三月三十一日

沖縄県教育委員会 印

右の者が有する左記の免許状の有効期間を教育職員免許法第九条の二第一項の定めるところにより更新する。この更新は同条第四項の定めるところにより令和十二年三月三十一日(西暦2030年3月31日)とする。

記

○ 免許状の種類	幼稚園教諭一種免許状
○ 授与年月日	平成二十二年三月十八日
○ 授与権者	福岡県教育委員会
○ 免許状の番号	平二幼一第 号
○ 免許状に記載する本籍地	号
○ 免許状に記載する氏名	号
○ 免許状の種類	幼稚園教諭一種免許状
○ 授与年月日	
○ 授与権者	
○ 免許状の番号	
○ 免許状に記載する本籍地	
○ 免許状に記載する氏名	
○ 免許状の種類	
○ 授与年月日	
○ 授与権者	
○ 免許状の番号	
○ 免許状に記載する本籍地	
○ 免許状に記載する氏名	
○ 免許状の種類	
○ 授与年月日	
○ 授与権者	
○ 免許状の番号	
○ 免許状に記載する本籍地	
○ 免許状に記載する氏名	
○ 免許状の種類	
○ 授与年月日	
○ 授与権者	
○ 免許状の番号	
○ 免許状に記載する本籍地	
○ 免許状に記載する氏名	

新免許状所持者 (更新申請)

令和 年 月 日

沖縄県教育委員会 印

次の有効期間の満了の日 令和十二年三月三十一日 (西暦2030年3月31日)

ここが令和4年7月1日以降の日付である = 有効



# 教員免許の有効性の確認【旧免許状の場合】

①生年月日に応じた有効期限、もしくは、更新や延期等を行ったあとの有効期限を証明書で確認  
(旧免許状の場合、有効期限は「修了確認期限」という)

※証明書の種類（都道府県教育委員会発行）

- ・更新講習修了確認証明書
- ・教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の確認証明書
- ・修了確認期限延期証明書
- ・免許状更新講習免除証明書

②生年月日に応じた有効期限、もしくは、更新や延期等を行ったあとの有効期限が  
令和4年7月1日以後である

⇒お持ちの教員免許状は「有効」です



# 教員免許の有効性の確認【旧免許状】

見本

備考

資格認定試験  
証書番号 \*  
試験実施機関 \*

合格年月日 \*

修得単位  
教員に関する科目  
教職に関する科目  
教員又は教職に関する科目  
教育職員免許法施行規則第六十六条の六に定める科目

四単位以上  
三二単位以上  
二単位以上  
八単位以上

教育機関名等

十二単位以上修得の分野名  
卒業又は修了の年月日

\*\*

基礎資格  
学士の学位を有する

根拠規定  
免許法別表第一  
平成二十八年改正法附則第六条

令  
小二種第号

令和年 月 日

沖縄県教育委員会

印

※旧免許状

小学校教諭二種免許状

本籍地

氏名

年 月 日 生

(西暦 年 月 日)

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより小学校教諭二種免許状を授与する。

※旧免許状には有効期限が記載されていない

# 教員免許の有効性の確認【旧免許状】

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方（栄養教諭免許状を持つ方を除く）の最初の修了確認期限

受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習受講期間 及び更新講習修了確認申請期間
(1)昭和30年4月2日～昭和31年4月1日、昭和40年4月2日～昭和41年4月1日、昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日
(2)昭和31年4月2日～昭和32年4月1日、昭和41年4月2日～昭和42年4月1日、昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日
(3)昭和32年4月2日～昭和33年4月1日、昭和42年4月2日～昭和43年4月1日、昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日
(4)昭和33年4月2日～昭和34年4月1日、昭和43年4月2日～昭和44年4月1日、昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日
(5)昭和34年4月2日～昭和35年4月1日、昭和44年4月2日～昭和45年4月1日、昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日
(6)昭和35年4月2日～昭和36年4月1日、昭和45年4月2日～昭和46年4月1日、昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
(7)昭和36年4月2日～昭和37年4月1日、昭和46年4月2日～昭和47年4月1日、昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
(8)昭和37年4月2日～昭和38年4月1日、昭和47年4月2日～昭和48年4月1日、昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
(9)昭和38年4月2日～昭和39年4月1日、昭和48年4月2日～昭和49年4月1日、昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日
(10)昭和39年4月2日～昭和40年4月1日、昭和49年4月2日～昭和50年4月1日、昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方（栄養教諭以外の職にある方も該当します。）の最初の修了確認期限

免許状が授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新講習受講期間 及び更新講習修了確認申請期間
(1)平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
(2)平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
(3)平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
(4)平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日

※文部科学省パンフレット「教員免許更新制とは？」から

# 教員免許の有効性の確認【旧免許状】

見本

旧免許状所持者

○ ○ ○ ○ ○ ○ 免許状の種類	○ ○ ○ ○ ○ ○ 授与年月日	○ ○ ○ ○ ○ ○ 免許状の番号	○ ○ ○ ○ ○ ○ 記載する氏名
○ ○ ○ ○ ○ ○ 記載する本籍地	○ ○ ○ ○ ○ ○ 記載する本籍地	○ ○ ○ ○ ○ ○ 記載する本籍地	○ ○ ○ ○ ○ ○ 記載する本籍地
****	****	****	****

記

令和 年 月 日

沖縄県教育委員会 印

ここが令和4年7月1日以降の日付である = 有効

令和12年3月31日

西暦2030年3月31日

右の者は、左記の免許状を有し、免許状更新講習の課程を修了したことを教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第二項の定めるところにより確認する。

令和十二年三月三十一日（西暦2030年3月31日）とする。

# 教員免許の有効性の確認

## 【旧免許状の場合（その2）】

※生年月日に応じた有効期限、もしくは、いちど更新や延期等を行ったあとの有効期限が来る前に教員免許の更新の手続をしなかった、又は、更新の対象ではなかった

生年月日に応じた有効期限、もしくは、更新や延期等を行ったあとの有効期限の日時点で「更新講習の受講義務者」（現職の教員）であったかどうか

「更新講習の受講義務者」（現職の教員）であった

お持ちの教員免許状は「失効」しています

「更新講習の受講義務者」（現職の教員）ではなかった

お持ちの教員免許状は「休眠」状態です

※休眠とは：免許がなくなるわけではないが  
教壇に立つ効力がない状態

# 教員免許が期限切れ失効している ときは 【新免許状、旧免許状共通】

期限切れで失効した場合でも、「再授与」の申請をすることが可能です

## 1 申請先

沖縄県教育庁学校人事課小中学校人事班

※期限切れ失効による再授与申請は、基本的に、失効前の教員免許状を授与した  
都道府県教育委員会へ申請

## 2 再授与申請に必要な書類等

教育職員免許状授与願、戸籍抄本、履歴書、宣誓書、学力に関する証明書 等

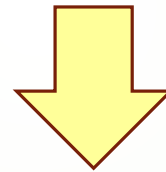
必要書類などの詳細は、沖縄県教育委員会のホームページを御確認ください。

URL : <https://www.pref.okinawa.jp/edu/jinji/menkyo/kojin-shinsei/shinsei.html>

沖縄県教育委員会トップページ> 教員免許・登録> 免許状個人申請の手続について（申請書類）> 再授与申請による免許状  
再取得⇒申請する免許に応じたPDFを確認

# 教員免許が休眠の場合は【旧免許状】

教員免許が「休眠」状態である場合



令和4年7月1日以降、特に手続をしなくても  
免許状は無期限に有効なものになります



# 教員免許に関するお問い合わせ先

沖縄県教育庁学校人事課 小中学校人事班 免許担当

〒900-8571 那覇市泉崎1-2-2 行政棟13階(北側)

電話番号：098-866-2730 (課直通)